

# 中央大橋有料駐車場利用要綱

(所在地)

第1条 駐車場の所在地は、別表1のとおりとする。

(駐車場を利用できる車両)

第2条 駐車場を利用できる車両は、別表2のとおりとする。

(賃貸借期間)

第3条 賃貸借期間は一月単位とし、別に駐車場賃貸借契約書で定める。月の中途での契約における賃貸借期間は、契約日の翌日からとする。

2 期間満了の14日前までに管理者または利用者が何らかの意思表示をしないときは、同一条件でさらに1年間継続する。以後同様の例とする。

(料金の徴収)

第4条 料金は月極とし、別に定める契約によるものとする。

(賃料及び納入方法)

第5条 賃料は、別表3のとおりとし、口座振込の方法により管理者の口座へ毎月5日（この日が銀行休業日のときは、翌営業日）までに翌月分を振込むものとする。ただし、その他の方法により納入する場合は、両者協議の上決定する。

2 前項に定める賃料は、経済事情の変動、その他正当な事由により改定の必要があると認めるときは、契約期間内であっても改定されることがある。

3 月の中途での契約におけるその月の賃料は、日割計算とする。なお、計算により1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(契約の解除)

第6条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、駐車場賃貸借契約を解除することができる。

(1) 利用者がこの駐車場賃貸借契約に定める義務を履行しないとき。

(2) この駐車場敷地を管理者が公用又は公共の用に供するため、必要となったとき。

2 前2号の契約解除により利用者が損失をこうむることがあっても、管理者はその損失を補償しないものとする。

3 利用者は、契約期間の中途においてこの駐車場賃貸借契約を解除しようとするときは、解除する日の14日前までに管理者に対し解約届けを提出しなければならない。

(解除による賃料の支払)

第7条 利用者の意思による駐車場賃貸借契約の解除並びに前条第1項(1)による契約の解除がその月の中途であっても賃料の日割計算は行わない。

(料金の不還付)

第8条 すでに納めた料金は還付しない。ただし管理者が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(駐車車両及び変更の届出)

第9条 利用者は、駐車場に駐車する自動車の登録番号、年式、車名等を管理者へ契約時に届出するものとし、登録番号等に変更があるときは直ちに管理者へ届出し、その承認を得ること。

(車両の運転者)

第10条 利用者は、駐車場においては、法令に定められた運転の資格を有するものでなければ

車両を運転できないものとする。

(駐車場内の交通)

第11条 利用者は、駐車場における交通については、次に掲げる事項をじゅん守しなくてはならない。

- (1) 追い越しをしないこと。
- (2) 最高速度は、毎時8キロメートルとすること。
- (3) 駐車位置を離れる車両の通行が優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 管理者の指示及び場内の標識の表示に従うこと。
- (6) その他交通関係法令の定める道路交通に準じて通行すること。

(パスカード及び駐車票の貸与)

第12条 管理者は、利用者にパスカード(磁気カード)及び駐車票(A5)を貸与する。

- 2 利用者が駐車場賃貸借契約に基づいて駐車場を利用する際は、管理者から貸与されたパスカード及び駐車票を使用するものとする。
- 3 利用者は、駐車場に出入りする際は駐車票を携帯し、駐車中は外から見易い位置(ダッシュボード上等)に提示しておかなければならない。
- 4 利用者は、管理者から貸与されたパスカード及び駐車票に紛失、盗難等の事故が生じた場合には、直ちにその旨を管理者に連絡するとともに、パスカード及び駐車票の再貸与を管理者に申し出るものとする。
- 5 前項の申し出により管理者がパスカード及び駐車票を再貸与する場合は、利用者は発行の手数料として管理者の請求する金額を支払うものとする。

(禁止事項)

第13条 利用者は、駐車場において、次の各号の行為を行なってはならない。ただし、管理者が承認したものについては、この限りでない。

- (1) 契約置場の転貸及び使用権の譲渡。
- (2) 管理者が承認をしていない自動車の駐車。
- (3) 所定の駐車位置以外の場所に駐車すること。
- (4) 他の車両の駐車を妨げること。
- (5) 駐車位置以外の場所又は車路をみだりに使用すること。
- (6) 車両に燃料を補給すること。
- (7) 他の利用者の駐車位置にみだりに立ち入ること。
- (8) 喫煙し、又は火気を使用すること。
- (9) 駐車場の施設若しくは器物又は車両、その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、又は汚損するおそれのある行為をすること。
- (10) 易燃性物質、爆発性物質その他の危険物又は人に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを持ち込むこと。
- (11) 飲食物その他の物品を配布し、販売し又は陳列すること。
- (12) 文書、印刷物、広告等を掲示し、又は配布すること。
- (13) 集団行動、募金、署名活動、遊技、宣伝、演芸、飲酒又は物乞いをすること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、管理者の業務又は利用者の駐車をさまたげる行為をすること。

(駐車位置の変更)

第14条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者に対しその駐車位置を変更させることができるものとする。

(供用の休止)

第15条 管理者は、補修その他必要があると認められるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(供用中止等による免責)

第16条 管理者は、次の各号の一に該当する場合において、駐車場の全部又は一部について、車路の通行止め、供用中止又は駐車車両の退避の要求を行なったときは、その損害について賠償の責に任じないものとする。ただし、第21条に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 天災地変による災害、火災、浸水、爆発、ガス中毒、施設又は器物の損壊、交通事故、伝染病その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
- (2) 第19条に掲げる事由が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合。
- (3) 供用の継続が保安上適当でないとして認められる場合。
- (4) 工事、清掃又は消毒を行なう場合。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、管理上緊急の措置をとる必要があると認められる場合。

(駐車拒否等)

第17条 管理者は、車両について次の各号の一に該当する事由があるときは、その駐車を拒絶し、又は退去させることができるものとする。

- (1) 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両がその積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、又は汚損するおそれがあると認められること。
- (2) 易燃性物質、爆発性物質その他の危険物（その車両の原動機に連絡する燃料槽にある燃料を除く。）又は人に危害を及ぼすおそれがあると認められるものを積み、又は取り付けていること。
- (3) 騒音又は臭気を発すること。
- (4) 多量の煙、ガス、油若しくは燃料のかすを出すこと又は液体若しくは電力以外のものを、燃料又は動力として用いること。
- (5) 非衛生的なものを積み、若しくは取り付け、又は液汁を出し、若しくは物をこぼすこと。
- (6) 駐車場において集団行動、販売、配布、宣伝、演説又は演芸をするために駐車し、又は駐車しようとする事。
- (7) 運転者が、めいていし、又は無謀な運転を行なうおそれがあること。
- (8) 隔離を要すると認められる伝染病患者が乗車していること。
- (9) その他管理者が駐車場の管理上支障があると認めること。

(事故の届出、応急措置等)

第18条 管理者は、次の各号に掲げる場合には、利用者にもその旨をただちに届出させるものとする。

- (1) 利用者が駐車場において交通事故を起した場合。
- (2) 利用者が駐車場において施設若しくは器物又は車両その積載物若しくはその取付物を滅失し、き損し、又は汚染した場合。
- (3) 利用者又はその車両、その積載物若しくはその取付物に異常を発見し又は被害の発生が

あった場合。

- (4) 駐車場において、交通事故又は他の車両、その他積載物若しくは取付物に異常の発生を発見した場合。
- 2 管理者は、前項の届出があったとき又は利用者若しくは駐車車両について事故を発見したとき若しくは事故が発生するおそれがあると認めるときは、利用者の同意を得て、すみやかに必要な措置をとるものとする。ただし、緊急の場合には、利用者の同意を求めないで応急の措置をとることができる。
- 3 管理者は、前項の措置により利用者の車両、その積載物又はその取付物について生じた損害の賠償の責に任じないものとする。ただし、管理者に過失があった場合はこの限りでない。
- 4 前2項の規定は、管理者以外の者の行う応急措置について準用する。

(車両又は利用者の損害に関する免責)

第19条 管理者は、直接又は間接をとわず、次の各号の一に該当する事由によって生じた車両の滅失、き損、遅延その他の損害又は利用者の死傷その他の損害については、その責めを負わないものとする。

- (1) 駐車場を利用する者の相互の事故又は第三者との事故。
- (2) 天災地変その他の不可抗力又は管理者の責に帰さない理由によって生じた浸水その他の事故。
- (3) 駐車場に駐車する車両及び積載物又は取付物に関する盗難等の一切の損害。
- (4) 戦争、事変、内乱、暴動、政治的又は社会的な騒じょう及び管理者が善良な管理者の注意をもってしても防止できない強盗、詐欺その他の犯罪。
- (5) 法令に基づく命令又は強制執行。
- (6) 車両、その積載物若しくはその取付物の瑕疵又はこれらのものの性質による発火、爆発、暴走、腐敗、き損、変色又は変質。
- (7) 前各号に掲げる事由のほか管理者が善良な管理者の注意をもってしても防止できない事由。

(冬期間の除雪について)

第20条 駐車場内の除雪については、利用者が行うものとする。

(管理者の賠償責任)

第21条 管理者は、その責に帰すべき事由により、車両を滅失し、き損し、又は汚損したときは、当該車両の時価使用年限、滅失、き損又は汚損の程度その他の事情を勘案して損害を賠償するものとする。

(損害賠償の請求)

第22条 管理者に対する損害賠償の請求は、損害発生の日から30日以内に文書を持って行うものとする。管理者が止むを得ないと認める場合は、30日を経過した後においてもその請求に応ずるものとする。

(利用者の損害賠償)

第23条 利用者は管理者の駐車場施設並びに第三者に損害を及ぼしたときは、その損害に相当する金額を賠償、又は原状回復をしなければならない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、利用者が駐車場賃貸借契約に定める義務を履行しないために管理者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として管理者に支払わなければならない。

別表 1 (第 1 条関係)

名称	所在地	備考
中央大橋南有料駐車場	青森市桂木 1 丁目	青森中央大橋南側高架路面下
中央大橋北有料駐車場	青森市長島 4 丁目	青森中央大橋北側高架路面下

別表 2 (第 2 条関係)

名称	駐車場利用車両	備考
中央大橋南有料駐車場	普通自動車	
中央大橋北有料駐車場	普通自動車	高さ制限 2.3メートル以内

別表 3 (第 5 条関係)

名称	賃料	備考
中央大橋南有料駐車場	1 台につき月額 7,200 円	
中央大橋北有料駐車場	1 台につき月額 10,300 円	